

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>修繕対象であるNo.2遠心濃縮機は、最終沈殿池からの引抜汚泥を遠心力を用いて濃縮し、脱水機へ供給する重要な設備である。遠心濃縮機は機器本体とその制御を行う制御盤で構成されており、メーカー独自の技術により専用に製作されたものである。</p> <p>今回の修繕は、制御盤の部品交換となり、メーカー独自の技術が必要となる特殊性がある。</p>
	<p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>今回の修繕は、制御盤部品の交換及び調整であり、遠心濃縮機の構造や特性、また設備全体に関する制御を把握していることが必要なため、製作メーカーであるJFEエンジニアリング以外に実施することが困難である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。